

例外と文法

鈴木雅光

1 例外の文法の必要性

例外に文法があるのか、と言われたことがあった。その頃はまだはっきりと例外の姿を捉えていなかったのだから、答に窮した記憶がある。

筆者が『例外の文法』(1999)を著したのは、例外にも規則があるのではないかという自説を、まとめてみたいと考えたからである。取り扱った分野は文法の大海からすればわずかではあるが、『例外の文法』によって例外の全体像が見えてきたと思っている。また一つの山を越えた気がする。

しかし目指す到達点に辿り着くには、まだまだ山をいくつも越えなければならないだろう。それは学校文法がほぼすべての規則を網羅しているのに対して、『例外の文法』はいくつかを拾ったにすぎないからである。

この小著はある意味で、学校文法に対するささやかな挑戦状であった。しかし学校文法を否定したものではない。学校文法と例外の文法は共存すべきであると思う。例外と文法の共存は、言語の本質を探る上で重要な手掛かりになりえる可能性がある。

2 学校教育では教えない例外

誤解を恐れずに言えば、主に中高生対象の文法書はかなり便宜的なものである。便宜的なものというのは、それぞれの規則があたかも一つしかないような説明をしているのが、余りにも多いからという意味である。

実際とは異なることを教えているものが少なからず見受けられる。つまり慣用 (usage) を無視した記述が目立つのである。文法書に多い「通例」あるいは「普通」こうなる式の説明をよく考えてみれば、そこにはそうではないもの

があるということを示唆しているのである。悪く言えば、常に逃げ道を用意しているのが学校で教える文法書と言えるだろう。

規則外のものを示されたとき「それは例外だよ」と教師は言うことがあるが、これは逃げ口上である。例外と言って片付くような例外もあるにはあるが、大半は何らかの意味を持っている例外である。その辺を説明してやらない限り、逃げ口上と言われても仕方があるまい。

学校教育はなぜ例外を教えないのか。このことは『例外の文法』を執筆中絶えず気になっていたことである。その一つの答として、画一的な学校教育の目的を考えれば理解できるであろう。学校は多くの集団を同時に教育する場であるから、画一的であり、また効率を考える場でもあるので、一般的なものを教えることになる。

規則を前面に出せば、例外は隠せざるをえない。学校教育では、文法と例外という文法の二重構造を教えることによる混乱を回避せざるをえない。画一的な教育、効率を追求すれば文法だけで十分である。文法は全国一律で同じであるが、例外は許容度にばらつきがあり、結局、効率的な教育ができない。文法を教えれば大抵の書物を読むのに支障がないなどの理由もある。その他に、試験に出題されるのは文法であり例外ではない、教養人は標準的な文法を身に付けるなどの理由から、例外は教えられないということになる。

3 文法とは標準語

文法とは標準語であり、標準語が文法となるのである。イギリス英語の文法は、驚くべきことに、人口のわずか1%の者が使用する英語が元になっている。この英語が標準語と言われる。

標準語を身に付けると有利な点がいくつかある。職業の選択で幅が広がり、より上層の職業を獲得する資格を有することになる。標準語を話さなければ就けない職業も現に存在する。Trudgill (1998:139) は、ギリシャ語の場合、純粋語⁽¹⁾を習得しても何の利益にもならないのに対して、「標準ドイツ語を習得

するということは、ドイツ語圏というもっと大きい共同体のメンバーになることであり、情報の伝達という点ではいっそう有利な言語を手に入れることにもなるわけだし、さらにはドイツ語の文献や出版物をも利用できることになるのである」と述べている。

標準語は、上の引用でも分かるように、影響力の大きさにおいては絶大である。Trudgill は標準語の習得を利益か不利益かという点で説明しているが、この点から言うと、標準語でないものは地域的に限定されており、不利益な存在なのである。

Trudgill (1998:137) によれば、(ドイツ語の一方言と言われる) スイス・ドイツ語はスイスのラジオ放送で広く用いられているが、これはスイス国民の同意によって定められているものではないという。しかしスイスの子供たちは、学校で標準ドイツ語の読み書きを習うそうである。

学校教育は標準語を教える場である。そこで習うのは限定された地域の言葉ではなく、あくまでも標準語である。従って、多くの場合、学校で習った言葉は地域に帰っていくと使われなくなることがある。このように標準語は教育で獲得しなければならない言葉なのである。言葉使いによって教育の高低が分かるとも言われるが、これの意味するところは標準語は教育で獲得しなければならない言葉ということである。

4 例外を直視

例外的な表現のレーベルを見てみると、方言 (dialect)、俗語 (slang)、卑語 (vulgar usage)、非標準 (nonstandard)、誤用 (misusage) などというように、決して良いイメージではない。このようなレッテルを貼られた表現は学校教育では教えられないし、文法書に現れることもめったにない。せいぜい現れても注で小さく扱われているに過ぎない。それ故に、例外は良いイメージを持っていないから無視されることになる。

例外は「本質的には統語的な問題でないのだから、適切な統語理論を開発す

る際に中心的な関心事になるべき問題ではない」と述べる文法家もいる⁽²⁾。しかし、規則の数だけ例外が存在する英語において、例外は周辺的な問題ではないと思う。「例外のない通則はない」という諺は、まさに英語のために存在しているようである。例外は無視するのではなく直視しなければならない。

例外を直視する際において、考えなければならないことは、例外的表現にも濃淡があるということである。例外が標準用法から遠いと「方言」や「俗語」のレーベルが付けられるが、標準用法に近付くと「口語」のレーベルが付けられ認められるようになる。

1世代前には認められなかった用法が「口語」として認められるようになることがある。例えば、kidはCOD⁵からCOD⁸まではslangであったが、COD⁹ではcolloquialに昇格した。この間31年かかってようやく負のイメージを脱却したのである。

しかし、これも個人差がある。筆者の経験であるが、キッズの英語を調査していたとき、論文の題名にkidsを入れた。これをチェックしたネイティブスピーカーはいつもkidsをchildrenに直した。論文の題名としてkidsがふさわしくないと判断したのである。

このような個人に現れる抵抗が例外の濃淡を決定している。許容度の高い例外、許容度の低い例外の扱いは厄介な問題である。これをどう扱うかは解決が難しい問題でもある。

5 原則第一、例外第二

言語を教えるとき、原則（文法）第一、例外第二でよい。この逆は考えられない。それでは例外を教える必要があるのかと質問されるかも知れないが、筆者の言いたいことは、例外を扱え、無視するな、ということである。

言語の記述は例外を意識させることにより深みが出てくる。従って、言語の記述は原則と例外をはっきりさせる方向に向かうべきである。例外の多い言語である英語の記述は、それがなおさらのことであることに注意しなければならない

ない。

と同時に、例外の生じる原因にも配慮が必要である。従来この部分はほとんど無視されてきた。例外が規則を逆転するものではないからであろう。しかし中には、文法を逸脱した例外が規則を逆転した例もある。

Who are you looking for? は文法的に正しくないが、Who は98%の出現率という⁽³⁾。文法的に正しいWhomがほとんど使われないことを考えると、はたしてこれが例外と言えるのかという疑問もある。そこで例外の定義が必要となる。例外の定義はどの文法書を見ても載っていない。当たり前すぎて載っていないのかも知れない。文法書の中にはほとんど使用されることのない文法用語の定義が載っているのに、よく使われる例外という用語の定義が載っていないのも不思議ではない。

定義は簡単な方がよい。全てを網羅する定義となると難しいし、そんな定義はまず存在しない。定義にも例外が生じるのだ。そこで例外を定義してみると、例外とは文法規則を逸脱するもの、と極めて簡単に言っておこう。

従って、Who are you looking for? は、文法を逸脱している例となるので例外の部類に入れてよい。そしてこれは例外が文法を駆逐した例として挙げればよいだろう。このように例外の出現率が規則を逆転した例はある。例えば、Who is it? It's *me*.やEverybody has *their* duty. もこの例である。

ただし例外が規則を逸脱していると言っても、めちゃくちゃに例外化するわけではない。例外化にも一定の法則性が観察される。例外の文法はこの法則性の説明を必要としている。

6 例外の文法が学校文法に貢献できるもの

例外の文法が学校文法に貢献できるものは何か。学校文法の不備を補完するものが例外の文法である。例外の文法はその性質上学校文法を越えるものではない。

文法は暗記科目だと思われがちである。しかし単なる暗記はすぐ役立たなく

なる。文法は試験のために学ぶのではなく、言葉に対する理解を深めるために学ぶのだということを教える必要がある。また文法は論理(logic)であるけれども、心理的影響を受けやすいということも、実例を持って教える必要がある。

例外を教えることは重箱の隅をほじくるようなものだと言われるかも知れない。ただですら嫌われている文法学習に、さらに負担を増すものだという非難が生じるかも知れない。しかし物事は対極にある物事に光を照らすことによって、最初の物事がよりよく理解できるということがある。抽象を理解するには具象を、善行を理解するには悪行を理解することが必要だからである。文法と例外はこのように相補的関係にある。

例外の文法は全く別の文法を導入するものではない。文法を補完するために学習するものである。決して新しいものを導入するわけではない。視点を新しくするだけだ。よって例外の学習が学習者の負担を増すということにはならないと思う。

とは言っても類推や心理的影響などの多少の概念は導入しなければならない。しかしこの程度は頭を混乱させるものではない。

また例外を知ることが文法を面白くさせる可能性がある。規則がどうして崩れるのかその原因を説明をしてやれば、無味乾燥と言われる文法学習に新しい味付けを施し、学習者はその味覚に興味を示す可能性が高くなるのではと予想される。

例外の学習には次のような効果が考えられる。

- (1) 例外を教えることで文法を相対化できる。
- (2) 文法は柔軟性のあるものだということが分かる。
- (3) 文法には人間の心理が作用していることが分かる。
- (4) 文法と例外の学習は言葉に対する意識を深化させ、言葉に鋭敏になる。

7 おわりに

例外は学校教育ではめったに教えられることがない。しかし原則にいつも例

外が付きまとうのも事実である。一通りの文法を知った学習者には、原則にはほとんど例外があり、その例外が生じるには理由があることを教えるべきである。それは学習者の負担を増すのではなく、言葉に対する意識を深め、言葉に鋭敏になる利点が考えられるからである。

(注)

- (1) ギリシャ語の純粋語は古いギリシャ語に影響されたものであり、日常使われているギリシャ語とはかなり違う。
- (2) 鈴木(1999:11)。
- (3) 「アメリカでは、whomを一貫して使うと、文章だったら文法に絶えず気を配る人、話し言葉だったら気取ったしゃべり方をする人と思われる」(Pinker(1995:158))。

REFERENCES

- Pinker, Steven. 1994. *The Language Instinct*. Penguin Books. 椋田直子訳 『言語を生み出す本能(上)』日本放送出版協会, 1995.
- 鈴木雅光. 1999. 『例外の文法』. 東京精文館.
- Trudgill, Peter. 1974. *Sociolinguistics: An Introduction*. Penguin. 土田滋訳 『言語と社会』岩波新書 C99. 岩波書店, 1998.

